

第三者委員会設置に関するお知らせ

造幣局職員による国家公務員法上の職務専念義務違反（勤務時間中における労働組合活動）が疑われる事案について調査するため、造幣局と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会を令和5年7月21日に設置しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 第三者委員会の目的

造幣局職員による国家公務員法上の職務専念義務違反（勤務時間中における労働組合活動）が疑われる事案について、事実認定及びその評価を行い、再発防止策を提言するため、これに係る調査及び審議を行うことを目的とします。

2. 第三者委員会の構成

委員長 三代川 三千代（元裁判官）
委員 北村 康央（弁護士）
委員 緒方 延泰（弁護士）

3. 今後の対応について

造幣局は、第三者委員会による調査に対して全面的に協力してまいります。また、第三者委員会の調査の結果、明らかとなった事実関係等について公表するとともに、法令違反が認められる場合、厳正な処分、再発防止策等を決定次第公表いたします。

以上

独立行政法人造幣局
総務部広報官 城越 弘和
電話(直通) 06-6351-5105